平成２８年（フ）第６５２号
神戸市兵庫区新開地１丁目３番18―508号
債務者　堤　理佐子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５８号
神戸市垂水区旭が丘１丁目３番28―303号、従前の住所兵庫県明石市本町２丁目５番５号プレステージ明石本町201号
債務者　米田　直子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６８号
神戸市灘区水道筋５丁目３番19号　ハイツパーソン王子202号、従前の住所神戸市灘区水道筋３丁目３番地の３　キクヤビル302号
債務者　矢野　睦子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８５号
神戸市北区鈴蘭台南町６丁目17番26―102号
債務者　片岡美津男
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９２号
千葉県四街道市みそら３丁目23番１号
債務者　荒牧　義之
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１９３号
千葉県四街道市みそら３丁目23番１号
債務者　荒牧　行子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１９８号
千葉県四街道市つくし座２丁目４番７号
債務者　吉野賀与子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６２号
山口県下松市南花岡２丁目４番16号　レトア花岡102号、前住所山口県周南市大字大島５番地の112
債務者　河野千穂子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第５９号
青森市大字浜田字玉川212番地14　コーポ上原105号
債務者　小川　恒夫
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
大分県佐伯市中の島２丁目13番22号　中の島アパート　２―Ｆ
債務者　川野　啓子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第１１４７号
愛知県春日井市押沢台５丁目15番地６
債務者　山口　　翼
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７号
山口県防府市華城中央１丁目18番41号
債務者　肥後みどり
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
愛知県豊橋市草間町字郷西77番地（Ａ―101）
債務者　川合　真樹
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１２０号
愛知県新城市片山470番地３、従前の住所愛知県新城市川合字一ツツ８番地８
債務者　伊藤　末子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２７４号
岡山市東区西大寺南２丁目16番20号
債務者　岡森　大祐
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０１号
岡山市北区平野1008番地２ラ・クール庭瀬301号
債務者　恩藤　博之
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部